

「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」
開催要綱（案）

（目的）

第 1 条 東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、事業の中断を余儀なくされた。危険物施設は震災時等において、二次被害の発生防止に加え、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されていることから、東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にするためのガイドラインを作成し、震災等に係る被害の軽減及び早急な施設の復旧に資するため、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」を開催する。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）危険物施設における東日本大震災時の事業者の対応等に関する事項
- （2）危険物施設における地震等災害リスクの分析及び対策のあり方に関する事項
- （3）（1）、（2）を踏まえた緊急時対応マニュアルのガイドラインの作成に関する事項

（検討会）

第 3 条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第 4 条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成25年8月22日から実施する。